

建設業の事業主の皆様へ

～所属労働者が特定の工事現場に付随しない業務を行う場合は
事務所等の労災保険（継続事業）を成立させる必要があります～

You Tube 長崎労働局 事務所等労災



◆ 経緯等について

- 新聞等においても報道されていますが、会計検査院からの指摘を発端として今回考え方等が整理されたもの。
- 事務所労災に関しては従来よりある考え方ですが、言わばるべき姿を示し適正化に取り組むもの。
- 労働保険の申告において、元請工事の報告漏れや元請に関連しない事務所や自社の資材置き場等での倉庫作業に従事した賃金を誤って、一括有期事業に含めて申告・納付をしていたもの。

建設業の事業主の皆さんへ

～所属労働者が**特定の工事現場に付随しない業務**を行う場合は
事務所等の労災保険（継続事業）を成立させる必要があります～

◆ 特定の工事現場に付随しない業務 とは…

- 原則、元請事業が関連しておらず、かつ、有期事業にも該当していないことが前提です。具体例としては以下の①～④の業務等が該当します。
(裏面<参考>を参照)

- ① 土場・資材置き場等での整理作業（*）や所属事業場施設内の作業
- ② 見積書作成のため取引先への現場状況確認
- ③ 事業として行わない防災対策作業や災害復旧作業、除雪作業
- ④ 所属事業場の修繕作業（工期を定めていない等）

（*）土場・資材置き場等での整理作業には、型枠、重機、電動工具等の清掃、整理整頓、メンテナンス作業等があります。

◆ 事務所等の労災保険 に関する留意点について…

- ① 事務職の労働者を雇用していない場合でも建設業務従事者が「特定の工事現場に付随しない業務」に従事する見込みがある場合は、保険関係の成立が必要です。

※ 既に、建設の事業の保険関係とは別に、継続事業の労災保険を成立している場合は、保険料の算定方法（下記④）に留意してください。

- ② 適用単位(事業場)は、原則、当該建設事業場(事業主)の事務所所在地となります。
※ ただし、組織的に独立した事業が他にある場合を除きます。
- ③ 適用業種については主たる業態により判断されます。
- ④ 保険料の算定にあたっては「特定の工事現場に付随しない業務」に従事した部分の賃金額を算出し、算定基礎に含めてください。

※「特定の工事現場に付随しない業務」に従事した部分の賃金額は根拠となる資料（出勤簿、出席等）等を基に算出してください。根拠となる資料がない場合は、実態等から当該作業の日数、時間数を推算し、これに応じた賃金額を算出してください。

所属労働者が**特定の工事現場に付随しない業務で負傷(疾病含む)**した場合は**事務所等労災の保険関係で労災請求**してください。

◆ 成立手続 と 保険給付に関して…

- 所属労働者が「特定の工事現場に付随しない業務」を行っている場合（又は行う見込みがある場合）で、まだ手続がお済みでない事業主の方は、事業場の所在地を管轄する労働基準監督署で成立手續ができます。
- 未手続中の災害で保険給付を行った場合、保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収することがあります。
- 成立手續又は保険給付に関しては、労働基準監督署へご相談ください。

労働基準監督署の所在地は →



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

<参考>

有期事業と事務所等(継続事業)の労働保険料の労災保険分の区分例

- ① 元請A社の工事現場にかかる業務
(注)を下請B社の労働者がB社の資材置き場で行った場合
当該作業に要した日数、時間に応じた賃金額を算出しA社の「有期事業」の保険料の算定基礎に含める。(ただし、請負金額で保険料を算定する場合を除く)
(注)なお、「事務所等」が「製造業」の業態の場合は、元請の工事現場にかかる業務でも自社の工場等で製作、加工の業務を行った際の賃金額については「事務所等」の保険料の算定基礎に含めることに留意する。
- ② C社労働者が特定の工事現場に付随しないC社内の倉庫整理を行った場合
当該作業に要した日数、時間に応じた賃金額を算出しC社の「事務所等」の保険料の算定基礎に含める。
- ③ D社労働者が顧客からの依頼により見積書を作成した場合
当該作業に要した日数、時間に応じた賃金額を算出しD社の「事務所等」の保険料の算定基礎に含める。
- ④ E社労働者が台風被害を受けた自社の復旧作業を突発的に行った場合
当該作業に要した日数、時間に応じた賃金額を算出しE社の「事務所等」の保険料の算定基礎に含める。
(ただし、事業として行っている場合は除く)
- ⑤ F社労働者が自社の倉庫の外壁塗装作業(工期の定めはなし)を他の業務の合間にを利用して行った場合
当該作業に要した日数、時間に応じた賃金額を算出しF社の「事務所等」の保険料の算定基礎に含める。
(「建設の態様」となる業務であっても工期の定めがない場合等は「有期事業」に該当しない場合があることに留意する。)
- *以上①～⑤はあくまで一例です。

<建設業の事業主の皆さまへのお願い>

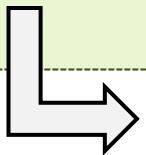
年度更新時の労働保険料の適正な申告と正しい保険関係による労災請求について

- 労働保険の年度更新では、
ア 元請として行った工事が前年度に終了した場合は一括有期事業の保険関係(労災)
イ 特定の工事現場に付隨しない業務については「事務所等労災」(継続事業)の保険関係(労災)
ウ 所属労働者の雇用保険
以上のア～ウについてはそれぞれ適正に確定保険料を申告してください。
- 下請事業の所属労働者が元請事業に関連した業務で負傷した場合(疾病含む)は、元請事業の保険関係で労災請求してください。この場合、下請事業の保険関係で労災請求することは誤りとなりますのでご注意ください。

※ご不明点があれば、都道府県労働局、労働基準監督署へお問い合わせください。

建設業の事業主の皆さんへ

～所属労働者が特定の工事現場に付随しない業務を行う場合は
事務所等の労災保険（継続事業）を成立させる必要があります～



◆ **特定の工事現場に付随しない業務** とは…

➤ 原則、**元請事業が関連しておらず、かつ、有期事業にも該当していないこと**が前提です。具体例としては以下の①～④の業務等が該当します。

- ① 土場・資材置き場等での整理作業 (*) や所属事業場施設内での作業
- ② 見積書作成のため取引先への現場状況確認
- ③ 事業として行わない防災対策作業や災害復旧作業、除雪作業
- ④ 所属事業場の修繕作業（工期を定めていない等）

(*) 土場・資材置き場等での整理作業には、型枠、重機、電動工具等の清掃、整理整頓、メンテナンス作業等があります。

◆ 事務所等の労災保険 に関する留意点について…

- ① 事務職の労働者を雇用していない場合でも建設業務従事者が「特定の工事現場に付随しない業務」に従事する見込みがある場合は、保険関係の成立が必要です。

※ 既に、建設の事業の保険関係とは別に、継続事業の労災保険を成立している場合は、保険料の算定方法（下記④）に留意してください。

工事現場等における業務とは別に、事務所等での業務や、事業主の自社倉庫、資材置き場等における重機等の清掃、整理整頓等の業務が行われる場合は、有期事業に該当せず、継続事業として取り扱います。



保険関係成立届及び概算保険料申告書を労働基準監督署へ提出が必要です。

倉庫の整理作業を行うのが年に1回や2回など、工事現場に付随しない業務を行う頻度が極めて少ない場合

「特定の工事現場に付随しない業務」として、年に数回程度倉庫の整理作業を行う見込みがあれば「事務所等労災」を成立させる必要があります。

- ② 適用単位(事業場)は、原則、当該建設事業場(事業主)の事務所所在地となります。
※ ただし、組織的に独立した事業が他にある場合を除きます。

「特定の工事現場に付随しない業務」が、当該建設事業主の所在地等から離れた場所で行われる場合など、一の独立した事業と認められる場合は、当該事業が適用事業となります。

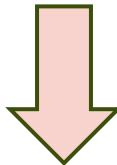
- ③ 適用業種については主たる業態により判断されます。

事務所等労災の適用業種については、主たる業態に基づき、労災保険率適用事業細目表により決定します。

- ④ 保険料の算定にあたっては「特定の工事現場に付随しない業務」に従事した部分の賃金額を算出し、算定基礎に含めてください。

※ 「特定の工事現場に付随しない業務」に従事した部分の賃金額は根拠となる資料（出勤簿、出面等）等を基に算出してください。

「工事現場にかかる業務」と「特定の工事現場に付随しない業務」に係る賃金額をそれぞれ把握する必要があります。



今後においては、日報等に記録するなど、賃金総額の根拠となる資料を作成し、賃金台帳と併せて保管してください。

「特定の工事現場に付随しない業務」に係る賃金額の根拠資料がない場合の保険料の算出について

実態等に基づき当該業務に従事した保険料を算定することとなります。

客観的な資料がなくても、その他の資料（事業場全体のスケジュール、各工事台帳等）から、当該業務に従事した日数、時間数から賃金総額を推算（日割・時間割）して保険料を算出します。

所属労働者が**特定の工事現場に付随しない業務で負傷(疾病含む)**した場合は**事務所等労災の保険関係**で**労災請求**してください。

◆ 成立手続 と 保険給付について…

- 所属労働者が「特定の工事現場に付随しない業務」を行っている場合(又は行う見込みがある場合)で、まだ手続がお済みでない事業主の方は、事業場の所在地を管轄する労働基準監督署で成立手続ができます。
- 未手続中の災害で保険給付を行った場合、保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収することがあります。
- 成立手続又は保険給付に関しては、労働基準監督署へご相談ください。

労働基準監督署の所在地は →



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

＜参考＞ 【現場労災】 【事務所等労災】
①－1 有期事業 と 事務所等（継続事業）の労働保険料の労災保険分の区分例

①-1 元請A社の工事現場に係る業務（注）を下請B社の労働者がB社の資材置き場で行った場合



当該作業に要した日数、時間に応じた賃金額を算出しA社の「有期事業」の保険料の算定基礎に含める。（ただし、請負金額で保険料を算定する場合を除く）

（注）「事務所等」が「製造業」の業態の場合は、元請の工事現場にかかる業務でも自社の工場等で製作、加工の業務を行った際の賃金額については「事務所等」の保険料の算定基礎に含めることに留意する。

●下請Bの【事務所等労災】の業種が「その他の各種事業（業種番号94）」の場合

（解説）下請Bが、自社に加工場の設備を有し、自社が施工する建設工事（元請・下請を問わない）に使用する建設資材の製造・加工を行っている場合において、当該製造・加工作業に事業としての独立性が認められない場合の下請Bの【事務所等労災】の業種は、通常は事務所・加工場等を包括して「その他の各種事業（業種番号94）」となる。



（1）下請Bの労働者が、B社の資材置き場等で、元請Aの工事現場に付随する整理等作業を行った場合



（2）下請Bの労働者が、B社の資材置き場等で、特定の工事現場に付随しない整理等作業を行った場合

（1）に係る賃金 ⇒ 元請Aの【現場労災】の算定基礎に含める

※ 但し、元請Aの【現場労災】の保険料が請負金額で算定されている場合は、（1）に係る下請Bの労働者の賃金は既にその中に含まれているという考え方になるため、あらためて（1）の賃金額を算定する必要はない。

（2）に係る賃金 ⇒ 下請Bの【事務所等労災】の算定基礎に含める

＜参考＞ 【現場労災】

①-2 有期事業と事務所等（継続事業）の労働保険料の労災保険分の区分例

①-2 元請A社の工事現場に係る業務（注）を下請B社の労働者がB社の資材置き場で行った場合

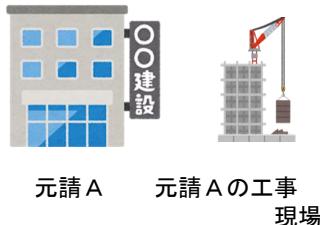


当該作業に要した日数、時間に応じた賃金額を算出しA社の「有期事業」の保険料の算定基礎に含める。（ただし、請負額で保険料を算定する場合を除く）

（注）「事務所等」が「製造業」の業態の場合は、元請の工事現場にかかる業務でも自社の工場等で製作、加工の業務を行った際の賃金額については「事務所等」の保険料の算定基礎に含めることに留意する。

●下請Bの【事務所等労災】の業種が「製造業」の場合

（解説）下請Bが、自社に加工場の設備を有し、自社が施工する建設工事（元請・下請を問わない）に使用する建設資材の製造・加工を行っている場合において、当該製造・加工部門が一定の要件に該当する場合（事業としての独立性ありと認められる場合）、下請Bに「製造業」を業種とする【事務所等労災】の保険関係が成立する。



（1）下請Bの労働者が、B社の加工場で、元請Aの工事現場に付随する建設資材の製造・加工作業を行った場合



（2）下請Bの労働者が、B社の加工場で、特定の工事現場に付随しない建設資材の製造・加工作業を行った場合



（1）・（2）に係る賃金 ⇒ いずれも下請Bの【事務所等労災】の算定基礎に含める

（解説）下請Bに「製造業」を業種とする【事務所等労災】の保険関係が成立する場合、建設現場以外の場所で行う製造・加工等作業に係る賃金は、特定の建設現場に付随する作業であっても、建設現場の保険料の算定基礎に含めないこととしている。

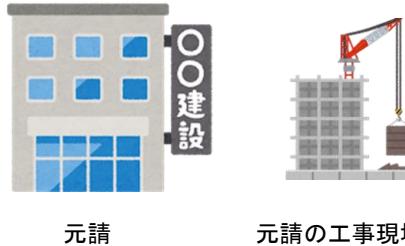
なお、下請Bの労働者が元請Aの工事現場内で建設資材の製造・加工等作業を行った場合の賃金は、下請Bの【事務所等労災】ではなく、元請Aの【現場労災】の保険料の算定基礎に含まれる。

＜参考＞ 【現場労災】 【事務所等労災】
② 有期事業 と 事務所等（継続事業） の労働保険料の労災保険分の区分例

② C社労働者が特定の工事現場に付随しないC社内の倉庫整理を行った場合



当該作業に要した日数、時間に応じた賃金額を算出し、C社の「事務所等（継続事業）」の保険料の算定基礎に含める。



(1) 下請Cの労働者が、C社の倉庫等で、
特定の工事現場に付随する倉庫整理作業を行った場合



(2) 下請Cの労働者が、C社の倉庫等で、
特定の工事現場に付隨しない倉庫整理作業を行った場合



下請 C 事務所 下請 C 倉庫等

(1) に係る賃金 ⇒ 元請の【現場労災】の算定基礎に含める

※ 但し、元請の【現場労災】の保険料が請負金額で算定されている場合は、(1)に係る下請Bの労働者の賃金は既にその中に含まれているという考え方になるため、あらためて(1)の賃金額を算定する必要はない。

(2) に係る賃金 ⇒ 下請Cの【事務所等労災】の算定基礎に含める

※考え方は＜参考＞①－1の場合と同じ

＜参考＞ 【現場労災】 【事務所等労災】
③ 有期事業 と 事務所等（継続事業） の労働保険料の労災保険分の区分例

③ D社労働者が顧客からの依頼により見積書を作成した場合



当該作業に要した日数、時間に応じた賃金額を算出し、D社の「事務所等（継続事業）」の保険料の算定基礎に含める。

顧客A

(1) D社労働者が、顧客Aからの依頼により、見積書を作成した場合
(当然に、特定の工事現場に付随する業務ではない)

依頼



D社

(1) に係る賃金 ⇒ D社の【事務所等労災】の算定基礎に含める

＜参考＞ 【現場労災】 【事務所等労災】
④ 有期事業 と 事務所等（継続事業） の労働保険料の労災保険分の区分例

④ E社労働者が台風被害を受けた自社の復旧作業を突発的に行つた場合



当該作業に要した日数、時間に応じた賃金額を算出し、E社の「事務所等（継続事業）」の保険料の算定基礎に含める。
(ただし、事業として行つている場合を除く)

台風被害による
自社施設損傷部分の自社労働者による復旧作業

(1) E社労働者が、台風被害を受けたE社施設の復旧作業を、突発的に行つた場合

自社労働者による作業



E社事務所等

(1) に係る賃金 ⇒ E社の【事務所等労災】の算定基礎に含める

※ 但し、被害の程度が大きいなどにより、いわゆる「自社（復旧）工事」として工期を定めて大規模に行うような場合は、E社労働者が就労する部分はE社の元請工事として、E社の【現場労災】の算定基礎に含める。

＜参考＞ 【現場労災】 【事務所等労災】
⑤ 有期事業 と 事務所等（継続事業） の労働保険料の労災保険分の区分例

⑤ F社労働者が自社の倉庫の外壁塗装作業（工期の定めなし）を他の業務の合間に利用して行った場合



当該作業に要した日数、時間に応じた賃金額を算出し、F社の「事務所等（継続事業）」の保険料の算定基礎に含める。
(「建設の態様」となる業務であっても工期の定めがない場合等は「有期事業」に該当しない場合があることに留意する)

自社施設の老朽化による劣化等の自社労働者による改修作業

(1) F社労働者が、老朽化等により劣化した自社倉庫等の外壁塗装作業（工期の定めなし）を、他の業務の合間に利用して行った場合

自社労働者による作業



F社倉庫等

(1) に係る賃金 ⇒ F社の【事務所等労災】の算定基礎に含める

※ 但し、工期を定めて建設の態様をもって「自社工事」として工事を行うような場合は、F社の元請工事としてF社の【現場労災】の算定基礎に含める。

＜建設業の事業主の皆さまへのお願い＞

年度更新時の労働保険料の適正な申告と正しい保険関係による労災請求について

労働保険の年度更新では、

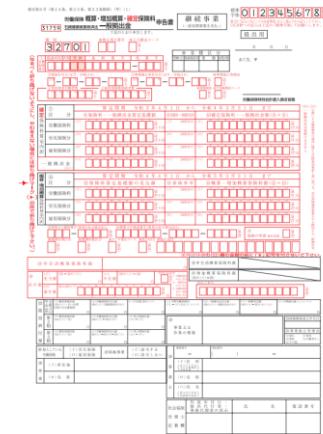
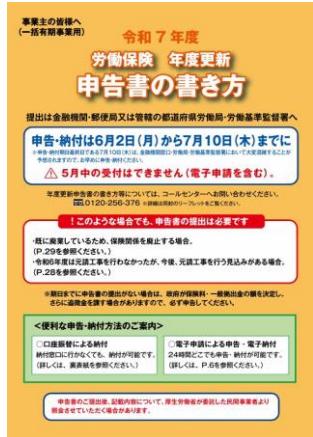
- ア 元請として行った工事が前年度に終了した場合は一括有期事業の保険関係(労災)
- イ 特定の工事現場に付随しない業務については「事務所等労災」(継続事業)の保険関係(労災)
- ウ 所属労働者の雇用保険

以上のア～ウについてはそれぞれ適正に確定保険料を申告してください。

＜建設業の事業主の皆さまへのお願い＞

年度更新時の労働保険料の適正な申告と正しい保険関係による労災請求について

ア 元請として行った工事が前年度に終了した場合は一括有期事業の保険関係(労災保険)



R7. 4. 1～R8. 3. 31に終了した工事



R 8 度年度更新で申告
(提出 : R8. 6. 1～R8. 7. 10)

＜注意！＞

- ① R8. 4. 1以降に終了した工事を含めない！
- ② 下請工事を含めない！
- ③ 元請金額には消費税を含めない！

＜建設業の事業主の皆さまへのお願い＞

年度更新時の労働保険料の適正な申告と正しい保険関係による労災請求について

イ 特定の工事現場に付随しない業務については「事務所等労災」(継続事業)の保険関係(労災保険)



R7.4.1～R8.3.31の間で
特定の工事現場に付随しない業務に
対して支払われた賃金



R8度年度更新で申告
(提出：R8.6.1～R8.7.10)

＜建設業の事業主の皆さんへのお願い＞

年度更新時の労働保険料の適正な申告と正しい保険関係による労災請求について

ウ 所属労働者の雇用保険

事業主の皆様へ (雇用保険側)	令和7年度 労働保険 年度更新 申告書の書き方
<p>提出は金額欄へ郵便又は管轄の道府県労働局へ</p>	
<p>申告・納付は6月2日(月)から7月10日(木)までに <small>※申告・納付期限を過ぎても7月11日(金)までに提出すれば、支拂いを差し控えられることはありません。 また、提出期限を過ぎても、支拂いを差し控えられることはありません。</small> </p>	
<p>△ 6月中の申付けはできません（電子申請を含む）。</p>	
<p>年度更新申告書の提出方法については、コーセンターアムをご利用ください。 電話 0120-256-373 <small>※お電話による申告は原則として午前9時～午後5時までになります。</small></p>	
<p>「このよの申告方法で、申告書の提出は必ずです</p>	
<p>■机に記入している他の会員を採用していないため、保険関係を維持する場合、 (P.23を参照ください。)</p>	
<p>■既存の労働者を雇用していないが、今後、雇用を見込みがある場合、 (P.22を参照ください。)</p>	
<p>①印字面にて、申告書記載がない場合は、政府が開設する 申告書記載の確認用紙の記入欄に、該当の記入欄の値を決し、 さらに記入欄の右側に「是正済」と記入して下さい。</p>	
<p>＜優先申告・納付方法の内面＞</p>	
<p>□ 口頭申告による申告 税務印紙交付なくして、税務申告書です。 (詳しくは、P.6を参照ください。)</p>	
<p>□ 書類申告による申告・電子申告 24時間どこでもお申告・税務申告書です。 (詳しくは、P.5を参照ください。)</p>	
<p>※申告書のご提出、回数について、複数の会員が登録した同じ事業者より 分割せさせていたい場合があります。</p>	

令和6年度確定保険料計算基礎資料集計表	
なお、この集計表はきとりと連絡し切るとして、申告書の控えもあわせて保管して下さい。	
会員登録番号	
事業者の名前	
区分	雇用保険課 被保険者名
	日雇・常勤保険者を除いた すべての被保険者（被雇手を含む）
月別	人件費 払賃金 純額 人件費 払賃金 純額
6年 4月 人	内 人
5月	
6月	
7月	
8月	
9月	
10月	
11月	
12月	
7年 1月	
2月	
3月	
暮れ 年 月	
翌年 月	
翌年 月	
計 人	内 人

R7.4.1～R8.3.31に使用した 全ての被保険者に支払われた賃金

R8年度更新で申告 (提出: R8.6.1~R8.7.10)

＜建設業の事業主の皆さんへのお願い＞

年度更新時の労働保険料の適正な申告と正しい保険関係による労災請求について

下請事業の所属労働者が元請事業に関連した業務で負傷した場合(疾病含む)は、元請事業の保険関係で労災請求してください。この場合、下請事業の保険関係で労災請求することは誤りとなりますのでご注意ください。

療養補償給付及び複数事業労働者療養給付 たる療養の給付請求書

業務災害用・複数業務要因災害用（様式第5号）

元請工事に係る労働保険番号

工事名、工期、所在地、請負金額

元請事業主による証明

下請事業主を記載